

新潟市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年 3月29日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第15号

新潟市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

新潟市立児童発達支援センター条例（平成27年新潟市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第7条第1項第2号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同項第3号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。